

六朝文人傳(一)

——謝朓(南齊書)——

謝朓字玄暉，陳郡陽夏人也。^①祖述，吳興太守。父緯，散騎侍郎。

朓少好學，有美名，文章清麗。解褐豫〔章〕王太尉行參軍，^②度隨王東中郎府，轉王儉衛軍東閣祭酒，太子舍人，隨王鎮西功曹，轉文學。

子隆在荊州，好辭賦，數集僚友，朓以文才，尤被賞愛，流連晤對，不捨日夕。^③長史王秀之以朓年少相勳，密以啓聞。世祖敕曰：「侍讀虞雲自宜恆應侍接。朓可還都。」朓道中爲詩寄西府曰：「常恐鷹隼擊，秋菊委嚴霜。寄言爵羅者，寥廓已高翔。」^④遷新安王中軍記室。朓賤辭子隆曰：

眺聞潢汙之水，思朝宗而每竭；驚蹇之乘，希沃若而中疲。何則？卑壤搖落，對之惆悵；岐路東西，或以嗚悵。況乃服義徒擁，歸志莫從，邈若墜雨，飄似秋蒂。眺實庸流，行能無算，屬天地休明，山川受納，褒採一介，搜揚小善，捨耒場圃，奉筆菟園。東亂三江，西浮七澤，契闊戎旃，從容讌語。長裾日曳，後乘載脂，榮立府廷，恩加顏色。沐髮睢陽，未測涯涘；撫臆論報，早誓肌骨。不悟

小松英生

滄溟未運，波臣自蕩；渤澥方春，旅翮先謝。清切蕃房，寂寥舊華。輕舟反泝，弔影獨留，白雲在天，龍門不見。去德滋永，思德滋深。唯待青江可望，候歸鯉於春渚；朱邸方開，効蓬心於秋實。如其簪履或存，衽席無改，雖復身填溝壑，猶望妻子知歸。攬涕告辭，悲來橫集。

尋以本官兼尚書殿中郎。隆昌初，敕朓接北使，朓自以口訥，啓讓不當，不見許。高宗輔政，以朓為驃騎諮議，領記室，掌霸府文筆。又掌中書詔誥，除祕書丞，未拜，仍轉中書郎。出爲宣城太守，以選復爲中書郎。

建武四年，出爲晉安王鎮北諮議，南東海太守，行南徐州事。啓王敬則反謀，上甚嘉賞之。遷尚書吏部郎。朓上表三讓，中書疑朓官未及讓，以問祭酒沈約。約曰：「宋元嘉中，范暉讓吏部，朱脩之讓黃門，蔡興宗讓中書，竝三表詔答，具事宛然。近世小官不讓，遂成恆俗，恐此有乖讓意。」王藍田、劉安西竝貴重，初自不讓，今豈可慕此不讓邪？孫興公，孔覲竝讓記室，今豈可三署皆讓邪？謝吏部今授超階，讓別有意，豈關官之大小？搗讓之美，本出人情。若大

官必讓^①，便與詣闕章表不異。例既如此，謂都自非疑。」眺又啓讓，上優答不許。

眺善草隸，長五言詩，沈約常云「二百年來，無此詩也」。

敬皇后遷祔山陵，眺撰哀策文，齊世莫有及者。

東昏失德，江祏欲立江夏王寶玄，末更回惑，與弟祀密謂眺曰：「江夏年少輕脫，不堪負荷神器，不可復行廢立。始安年長入纂，不乖物望。非以此要富貴，政是求安國家耳。」遙光又遣親人劉渢密致意於眺，欲以爲肺腑。眺自以受恩高宗，非渢所言，不肯答。少日，遙光以眺兼知衛尉事，眺懼見引，即以祏等謀告左興盛，興盛不敢發言。祏聞，以告遙光，遙光大怒，乃稱敕召眺，仍回車付廷尉，與徐孝嗣、祏、暄等連名啓誅眺曰：

謝眺資性險薄，大彰遠近。王敬則往構凶逆，微有誠効，自爾昇擢，超越倫伍。而谿壑無厭，著於觸事。比遂扇動內外，處處姦說，妄貶乘輿，竊論宮禁，閒謗親賢，輕議朝宰，醜言異計，非可具聞。無君之心既著，共棄之誅宜及。臣等參議，宜下北里，肅正刑書。

詔：

公等啓事如此，眺資性輕險，久彰物議。直以彫蟲薄伎，見齒衣冠。昔在渚宮，構扇蕃邸，日夜縱諛，仰窺俯畫。及還京師，翻自宣露，江、漢無波，以爲己功。素論於茲而盡，縉紳所以側目。去夏之事，頗有微誠，賞擢曲加，踰邁倫序，感悅未聞，陵競彌著。遂復矯構風塵，妄惑朱

六朝文人伝(一)(小松)

紫，詆貶朝政，疑閒親賢。巧言利口，見醜前志，涓流纖孽，作戒遠圖。宜有少正之刑，以申去害之義。便可收付廷尉，肅明國典。

又使御史中丞范岫奏收眺，下獄死。時年三十六。

眺初告王敬則，敬則女為眺妻，常懷刀欲報眺，眺不敢相見。及爲吏部郎，沈昭略謂眺曰：「卿人地之美，無忝此職。但恨今日刑于寡妻。」眺臨敗歎曰：「我不殺王公，王公由我而死。」

(一九七二年中華書局本による)

〔訓讀〕

謝眺 字は玄暉、陳郡陽夏の人なり。祖は述、吳興太守。父は緯、散騎侍郎たり。

眺 少くして學を好み、美名有り、文章は清麗たり。褐を豫章王の太尉行參軍に解き、隨王の東中郎府に度り、王儉の衛軍東閤祭酒、太子舍人、隨王の鎮西功曹に轉じ、文學に轉ず。

子隆の荊州に在るや、辭賦を好み、數々僚友を集む。眺文才を以て、尤も賞愛せられ、流連晤對して、日夕を舎かず。長史の王秀之 眺の年少くして相動かすを以て、密かに以て啓聞す。世祖 敕して曰く、「侍讀の虞雲 自ら宜しく恆に侍接に應ずべし。眺は都に還るべし。」と。眺道中に詩を爲りて西府に寄せて曰く、「常に恐る鷹隼の擊きて、秋菊の嚴霜に委まんことを。言を寄す 尉羅の者、

寥廓に已に高く翔けたりと。」と。新安王の中軍記室に遷る。眺 蔑もて子隆に辭して曰く、

眺聞く漢汗の水は、朝宗を思へども毎に竭き、驚蹇の乗は、沃若を希へども中ごろ疲ると。何となれば則ち阜壤揺落すれば、之に對して惆悵し、岐路東西なれば、或いは以て嗚悵す。況や乃ち義に服し徒に擁し、歸志従ふこと莫く、邈として墜雨の若く、飄として秋蒂に似たるをや。

眺は實に庸流にして、行能は算ふる無し。天地の休明、山川の受納に屬し、一介を褒采し、小善を搜揚す。耒を場圃に捨て、筆を菟園に奉ず。東のかた三江を亂り、西のかた七澤に浮び、戎旃に契闊し、讜語に従容す。長裾は日に曳き、後乗は載ち脂す。榮 府庭に立ち、恩 顔色を加ふ。髪を沐ひて陽に晞し、未だ涯涘を測らず。臆を撫でて報を論じ、早に肌骨に誓ふ。悟らざりき、滄溟未だ運らざるに、波臣自ら蕩り、渤澥方に春にして、旅翮先づ謝せんとは。清切なる藩房、寂寥たる舊華、輕舟反て浜り、影を弔して獨り留る。白雲天に在り、龍門見えず。徳を去ること滋々永く、徳を思ふこと滋々深し。

唯だ青江望む可くんば、歸鯉を春渚に候ち、朱邸方に開かば、蓬心を秋實に效さんことを待たんのみ。如し其れ簪履存する或り、枉席改むる無くんば、復た身は

溝壑を填むと雖も、猶ほ妻子を望んで歸するを知るがごとし。涕を攬りて告辭すれば、悲しみ来りて横集す。

尋いで本官を以て尙書殿中郎を兼ね。隆昌の初め、眺に敕して北使に接せしむ。眺、自ら口の訥なるを以て、啓し譲りて當たらざらんとするも、許されず。高宗 輔政し、眺を以て驃騎諮議と爲し。記室を領せしめ、霸府の文筆を掌らしめ、又た中書の詔詔を掌らしむ。秘書丞に除せらるるも、未だ拝せず、仍ねて中書郎に轉ず。出だされて宣城太守と爲り、選を以て復た中書郎と爲る。

建武四年、出だされて晉安王の鎮北諮議・南東海太守・行南徐州事と爲る。王敬則の反謀を啓し、上は甚だ之を嘉賞す。尙書吏部郎に遷さる。眺 表を上りて三たび讓る。中書、眺の官未だ讓るに及ばずと疑ひ、以て祭酒沈約に問ふ。約曰く、「宋の元嘉中、范曄は吏部を讓り、朱脩之は黃門を讓り、蔡興宗は中書を讓り、竝びに三たび表して詔答あり、事を具ふること宛然たり。近き世には小官讓らず、遂に恆俗を成せるは、恐らくは此れ讓の意に乖くこと有らん。王藍田、劉安西は竝びに貴重なれば、初めより自ら讓らず、今豈に此れを慕ひて讓らざるべけんや。孫興公、孔覲は竝びに記室を讓る、今豈に三署皆な讓るべけんや。謝吏部、今の授は階を超ゆるも、讓るは別に意有り、豈に官の大小に關らんや。摛讓の美は、本とより人の情に出づ。

若し大官必ず讓らば、便ち闕に詣りて章表すると異ならず。例は既に此くの如ければ、都自て疑はしきに非ずと謂はんと。眇又た啓讓するも、上は優答して許さず。

眇、草隸を善くし、五言詩に長ず。沈約 常に云ふ、「二百年來、此の詩無きなり」と。敬皇后 遷して山陵に耐す。眇、哀策文を撰す。齊の世に及ぶ者有ること莫し。

東昏 徳を失ひ、江祏は江夏王寶玄を立てんと欲するも、末に更に回惑し、弟祀と密かに眇に謂ひて曰く、「江夏は年少にして輕脱、神器を負荷するに堪へず、復た廢立を行ふべからざらん。始安は年長ず、入りて纂がば、物望に乖かじ。此れを以て富貴を要むるには非ず、政だ是れ國家を安んずるを求むるのみ。」と。遙光 又た親人劉渢をして密かに意を眇に致し、以て肺腑と爲さんと欲す。眇自ら恩を高宗に受くるを以て、渢の言ふ所を非とし、答ふるを肯んぜず。少日、遙光は眇を以て衛尉の事を兼知せしむ。眇は引かるるを懼れ、即ち祏等の謀を以て左興盛に告ぐ。興盛、敢て言を發せず。祏、聞き、以て遙光に告ぐ。遙光、大いに怒る。乃ち敕と稱して眇を召し、仍りて車を回らして廷尉に付し、徐孝嗣、祏、暄等と名を連ねて眇を誅すること啓して曰く、

謝眇の資性險薄なること、大いに遠近に彰はる。王敬則の往に凶逆を構へしとき、微しく誠効有り。爾りしより昇擢せられ、倫伍を超越せり。而るに谿壑厭く無

六朝文人伝(一)(小松)

く、事に觸るるに著はる。比る遂に内外を扇動し、處處に姦説し、妄りに乘輿を貶しめ、竊かに宮禁を論じ、親賢を聞謗し、朝宰を輕議す。醜言異計ありて、具さに聞すべきに非ず。君を無みするの心は既に著はる。共棄の誅、宜しく及ぶべし。臣等參議す。宜しく北里に下し、刑書を肅正すべし。

詔すらく、

公等の啓事、此くの如し。眇の資性は輕險にして、久しく物議を彰はす。直に彫蟲薄伎を以て、衣冠に齒せられしのみ。昔、渚宮に在りては、蕃邸を構扇し、日夜縱諛して、仰いで窺ひ俯して晝せり。京師に還るに及んでは、翻って自ら宣べ露はし、江・漢の波無きを、以て己が功と爲せり。素論は茲に於て盡き、縉紳の目を側むる所以なり。去夏の事は、頗しく微誠有り、賞擢 曲げ加へられ、倫序を踰邁ゆ。感悦 未だ聞かず、陵ぎ競ふこと彌々著はる。遂に復た矯りに風塵を構へ、妄りに朱紫を惑はし、朝政を詆り貶しめ、親賢を疑ひ聞る。巧言利口は、前志に醜まれ、涓流纖孽は、戒を遠圖に作す。宜しく少正の刑有りて、以て害を去るの義を申かにすべし。便ち廷尉に收付し、國典を肅明すべし。

又た御史中丞范岫をして奏して眇を收めしめ、獄に下して死せり。時に年三十六なり。

朏、初め王敬則を告せしとき、敬則の女むすめは朏の妻爲り。常に刀を懐にして朏に報せんと欲す。朏、敢て相見ざるなり。吏部郎と爲るに及び、沈昭略、朏に謂ひて曰く、「卿は人地の美ありて、此の職を忝はづかしむる無し。但だ恨むらくは今日寡妻に刑せしむることなり。」と。朏、敗に臨みて歎じて曰く、「我は王公を殺さざるも、王公は我に由りて死す。」と。

〔口語訳〕

謝朏、字は玄暉、陳郡陽夏（河南省太康県）の人である。祖父は謝述、呉興の太守。父は謝緯、散騎侍郎。

謝朏はわかい頃から學問を好んで評判が高く、その文学ははなやかな中に清々しいものがあつた。任官して豫章王の太尉行参軍となり、随王子隆の東中郎府を経て、王儉の衛軍東閣祭酒となり、太子舍人、随王の鎮西功曹に転じ、さらに文学に転じた。

随王子隆は荊州にいたとき、辭賦を好んでしばしば僚友を集めたが、謝朏はその文才のゆえに、とりわけ賞愛され、日も夜もなくおそばに侍つてお話の相手をつとめていた。長史の王秀之は、謝朏が若いにかかわらず随王を意のままに動かそうとするので、その由を密かに帝に申し上げた。世祖（武帝）は、勅を下して、「侍読の虞雲が随王の応接の役をするがよからう。謝朏は都に還つて来い。」と命じた。謝朏は都への道中、詩を作つて西府の同僚に寄せて

次のようにいった。「秋となつて鷹や隼がはばたいて小鳥を襲い、秋菊が厳しい霜にしぼむのをいつも心配していた。だが網を張る者たちよ、お前たちの狙う一羽は、ひろびろとした大空にもはや飛び去つたのだ。」と。かくて中軍將軍、新安王昭文の記室参軍に遷つた。謝朏は子隆に別れの手紙を書いて次のように述べた。

私は、「たまり水は海を慕つて朝見したいと願つても、常に干からびてしまひ、びっこの驚馬は、駿馬しゅんばのようにスムーズに走りたいて望んでいても、途中で疲れてしまふものだ」と聞いております。慕う感情の起こるのは、水辺の沢に秋が来て、木の葉が揺落すると、それを見て悲しみに沈んだり、道が東や西に分かれていると、どちらに行けばいいのか分からず、むせび泣いたりする感情があるからでしょう。いったい、私のように、王の道義に敬服してひたすら心に慕いながら、慕う私の志は達せられず、落ちる雨のように雲を遠く離れ、秋の果実のへたのように木を去っていくのは、どうしたことでしょうか。

私は誠に凡庸な男で、なんの能力もありませんが、天子のお陰を被り、王に用いていただくことになりました。王は、一介の微臣である私をお認めになり、ささやかな長所を取り上げて下さいました。私は、すきを畑に捨てて、王のおそばで筆を持つことになったの

です。そうして、王に従って東は越の三江を渡り、西は楚の七沢に浮かび、軍旗のもとに勤苦し、宴席でゆったりと談笑しました。日ごとに長いすそを引いて

おそばに侍し、お出かけの際はお供に加わりました。王の役所で政務に従う榮に浴し、目を掛けていただく恩を被りました。尽きることのない恩恵をこの身いっぱい受け、胸をなでながら恩に報いんことを話し、早くからそのことを心に深く誓っておりました。そうしてまさか、大海がまだ流動しないのに、波臣のごとき私が流れ出してしまい、渤海は今や春の盛りであるのに、旅の鳥のごとき私がいず去って行こうとは思いませんでした。すがすがしい王の役所、もの寂しい我が旧居。軽舟は気持ちとは逆に江をさかのぼって行き、我が影を哀れんで独りたたずむばかりです。しかし、やがて白雲は天に垂れ、もはや楚の龍門も見えなくなりました。あなたのもとを離れていればいるほど、あなたのことが思われてなりません。

ただ、青江の見通しの利くころになって、王のお帰りの船を春のなぎさで待ち、都の屋敷にお帰りになったときに、つまらぬ私ながら、王のもとに仕えたいと願うのみです。もしもかんざしや履物のごとき私を覚えておられ、かつて使われた敷物をお改めにならないように、私をお忘れてないならば、この身がみぞに埋め

六朝文人伝(一)(小松)

られようと、託する人を得て思い残すことはありません。涙をぬぐってお別れを申しあげようとすれば、悲しみのためにまたもや涙があふれます。

ついで、本官のまま尚書殿中郎を兼ねた。隆昌の初め、謝朓に北魏の使者と応待するようご命令があったが、謝朓は口べたなのを理由に、辞退を申し出てその任に当たるまいとしたが、許されなかった。高宗(時に宣城王)が輔政の任についたとき、(高宗は)謝朓を(自分の)驃騎諮議参軍とし、記室参軍を兼ねさせ、政府の文書起草をつかさどらせ、更に中書の詔誥草案の作成をもつかさどらせた。(ついで)秘書丞につけられたが、拜命しないうちに、かさねて中書郎に転じた。(さらに)宣城太守に転出させられたが、選ばれて再び中書郎となった。

建武四年、出されて鎮北將軍晋安王宝義の諮議参軍となり、南東海郡の太守となって、南徐州刺史を代行した。王敬則の反謀を告発したので、お上はことのほか朓をおほめになった。(かくて)尚書吏部郎に遷された。朓は上表して三たび辞退したので、中書は、朓の官では辞退に及ばないのではないかと疑い、国子祭酒の沈約に聞いた。沈約はいった。「宋の元嘉中に、范曄は尚書吏部郎を辞退し、朱脩之は黄門侍郎を辞退し、蔡興宗は中書侍郎を辞退し、いずれも三たび上表して詔りがあったので、事例は明かにある。近ごろ小官は辞退しないので、そのため(その

ことが) あたりまえのようになっていゝるが、これは恐らく『讓』の趣意にそむくものであろう。王藍田・劉安西はともに身分が高く、最初から辞退しなかつたが、だからといって彼らをまねて辞退しないというのはよろしくない。孫興公・孔覲はともに記室參軍を辞退したが、だからといって三署郎はみな辞退すべきだということにはなるまい。謝吏部のこの度の任命は破格のものであるが、辞退については別にわけのあることで、官の大小は関係ない。謙讓の美德は、もともと人の情に出でるものである。もし大官は必ず辞退するというのであれば、それは宮中に参内して奉る章表と何ら異なることなく(形式に過ぎないものになる。)すでにこのような事例がある以上は、疑いの余地はさらさないものと考えられる」と。謝朓は重ねて辞退を申し出たが、お上は手厚いご返事をなさつて、お許しにならなかつた。

謝朓は草書、隸書に巧みであり、五言詩にすぐれていた。沈約は「二百年來こんな詩はなかつた。」といつも言っていた。敬皇后を山陵に改葬したとき、謝朓はその哀策文を草したが、齊の世において及ぶ者は全く無かつた。

東昏侯が徳を失つてから、江祏は江夏王宝玄を立てようと考えたのであつたが、のち更に迷いが重なつて、ひそかに弟の祀とともに謝朓に会つてこう言つた、「江夏王は年若で軽々しいところがあるから、帝位を負つて立つことはかなうまい。二度も廢立を行なうことはできないことだし。

始安王は年は多いし、帝位を継ぐとして輿望にそむくことはあるまい。こんなことで富貴をもとめようというのはない、ただ國家を安んじたいばかりだ。」と。また遙光は腹心の劉渢を遣つてひそかに謝朓にその意を伝えさせ、仲間を引き入れようとした。謝朓は恩を高宗に受けたことを思い、劉渢の言うことに同意せず、答えをしぶつていた。そのうちに、遙光は謝朓に衛尉の役を兼任させた。謝朓は引きこまれるのを恐れて、すぐさま江祏らの謀を左興盛に告げたが、左興盛は(そのことについて)何も言おうとしなかつた。江祏はこの話をきいて遙光に告げたが、遙光はひどく怒つて、勅といつわつて謝朓を召し出し、そのまま車を回して廷尉に託し、徐孝嗣、江祏、劉暄らと連名して謝朓を誅することを啓してこうのべた。

謝朓の性格が陰險輕薄であることは、だれ知らぬ者のないほどでございます。王敬則が、さきに謀反をはかりました際に、謝朓はすこしく忠誠のしるしを示しましたが、その結果としての昇進拔擢は、はるかに同輩を越えるものでございました。それなのに謝朓の欲望は、厭くまで深く、事あるごとにその意をあらわしております。このごろでは遂に内外を扇動し、到るところでよからぬ意見をはき、みだりに天子を貶しめ、こそこそと宮中のことをあげつらい、(主上の)親任なさる賢臣をあしざまにいひ、朝政を軽々しく議論した

り、恥じ知らずな発言や奇異なくわだてなど、いちいち申し上げたらきりもございません。主上をないがしろにする心はすでにあきらかであり、棄市の誅罰に及ぶのが相当かと思えます。臣らは集まって協議いたしました。北里に下して、刑法を厳正になさるのがよろしうございます。

(東昏侯は) 詔して、

諸公の啓奏のことは以上の通りである。眧の性質は輕薄陰險で、ながらく物議をかもしていた。ただとるに足らぬ文筆でもって官位に列せられただけである。昔、渚宮に在ったときには、王邸をさわがし、日に夜に追従し、(随王の意中を) 窺っては、こそこそと画策した。都に還ってからは、かえってその態度を明らかにし、荊州一帯の平穩を自分の手柄とした。筋の通った議論などは、この際まったく無く、官人のひんしゆくをかうのも道理であった。昨年の夏のことは、幾分かの忠誠が示された。賞されて破格の抜擢を加えられ、同輩をはるかに超えたのであったが、よろこびのことばもないままに、ますます競争心をむき出しにしている。こうしてまた、理不尽にも争いごとを企て、正邪を混乱させ、朝政を批判し、朝臣を非謗した。ことば巧みの口先上手は、国を覆す者として昔の書物において醜みにくまれてゐるし、小さい流れや細い芽生えは、

六朝文人伝(一)(小松)

大きなはかりごとにおいて警戒すべきものである。かの小正卯のごとく、政を乱す者としての刑罰を加え、わざわいを除く意義を明らかにするのがよい。ただちに檢察当局に付託し、国法を厳粛かつ公明に適用すべきである。

といい、更に検事総長の范岫に、上奏させて眧を収檻し、獄に下して殺した。

さきに謝眧が王敬則を告発したとき、敬則のむすめは謝眧の妻であったが、(彼女は) いつも刀をかくし持って謝眧に復讐しようとしたので、眧は顔をあわせないようにした。吏部郎となったとき、沈昭略が眧にこういった。「君は才人であり家柄も立派だから、この職をはずかしめることはあるまい。ただ恨むらくは、今、奥方に妻としての道を守らせるといふ点だ」と。謝眧は(王敬則の) 敗死にあたって嘆いて言った。「わたしが王公を殺したのではない。が、王公はわたしのせいで死んだ」と。

〔注〕

- ①祖述 宋の謝景仁の弟。字は景先。若い頃から徳行があり、よく諸兄に仕えた。元嘉二年(四二五) 中書侍郎となり、彭城王義康の驃騎長史・司徒左長史、左衛將軍などを歴任、呉興太守となつて元嘉十二年(四三五) 四十六歳で卒した。宋書卷五十二、南史卷十九に伝がある。

- ②父緯 謝述の三男。宋の文帝の第五女長城公主を娶つたことで兄

の綜・約に憎まれたが、ために綜・約・范曄らの、文帝を廃して彭城王義康を立てんとする謀反（元嘉二十二年）に加担せず、死を免れて広州に徙された。孝建中（四五四～四五六）京師に還り、泰始中（四六五～四七一）に正員郎中に至った。

（宋書卷五十二・南史卷十九謝景仁伝、宋書卷六十五范曄伝）

謝朓伝に「散騎侍郎」とみえるのは、恐らくその後のことであろう。「散騎侍郎」は宋の官品では第五品にあたり、文帝の女をもらった緯としてはいかにも低い官位である。宋書卷五十八の謝弘微伝に、「晉世、名家の身、国封を有する者は、起家して多く員外散騎侍郎を拜す。」とみえるように、当時貴族の初任官の官位である。従って緯がこの官をもって終わったというには何らかの理由があったに違いない。その理由として、兄の綜・約の謀反が彼にわざわざいしたであろうことは容易に想像できることである。以上の事柄に関しては、網祐次氏の「中国中世文学研究」補編第三章「謝朓の伝記と作品」に詳しい論考がある。

③ 解褐 初めて官位につくこと。粗服をぬいで官服を身につける意からいう。

④ 豫章王太尉行参軍 「豫章王」は、豫章文獻王嶷。高帝（蕭道成）の第二子。南齊書卷二十二に伝がある。豫章王嶷が太尉となったのは、建元四年（四八二）三月であり、次に大司馬に転じたのは永明五年（四八七）正月であるから、その間に謝朓はその行参軍になったものであるが、当時、貴族子弟の起家年令が二十歳であった（梁書卷一武帝紀上）ところから、謝朓の任官は、この建元四年三月（謝朓十九歳）もしくは永明元年

（四八三）のころと考えてよからう。「行参軍」は、軍事に参与する参謀であるが、正参軍の次に位する。

⑤ 随王東中郎府 「随王」は、随郡王子隆。武帝の第八子。随王が東中郎將となったのは、永明四年（四八六）正月のこと。南齊書卷四十武十七王伝に、「明年（永明四年）江州刺史に遷さる。未だ拜せず。唐禹之の賊平らぎ、遷されて持節・督会稽東陽新安臨海永嘉五郡・東中郎將・会稽太守と為る。」とある。富陽、錢塘の諸県を荒らし、東陽太守蕭崇之を殺害したこの唐禹之の乱は永明四年正月に起こり、まもなく鎮圧された。南齊書卷三武帝紀に記事がみえる。随王は次に長兼中書令に遷され、永明七年（四八九）三月に中護軍に遷されているから、謝朓が随王の東中郎府に入ったのは永明四年から一兩年のことであろう。永明四年、謝朓は二十三歳である。

⑥ 王儉衛軍東閤祭酒 「王儉」は字仲宝。宋の王曇首の孫、王僧綽の子。随王子隆の舅にあたる（南齊書卷四十随王子隆伝）。王儉が衛軍將軍となったのは、永明元年（四八三）であるが、（南齊書卷二十三王儉伝）衛軍府を開いたのは永明六年（四八八）である。南齊書卷二十三王儉伝に「（永明）五年、本號に即いて開府儀同三司たるも固く讓る。六年、重ねて前命を申ぬ。」とある。（本號は衛將軍）従って謝朓が衛軍府の東閤祭酒となったのは、恐らく永明六年であろう。因みに王儉は永明七年五月、三十八歳で病歿している。南齊書卷三武帝紀には「（永明七年）五月乙巳、尚書令・衛將軍・開府儀同三司王儉薨」とある。なお「東閤祭酒」は衛軍府の属官で、賓客を接引する役職である。

⑦ 太子舍人 「太子」は文惠太子長懋。武帝の長子で、建元四年

(四八二) 六月に皇太子となった。(南齊書卷三武帝紀) 謝朓が太子舍人となったのは、恐らく永明七年から八年にかけての期間であろう。続いて朓は随王の鎮西功曹となっているが、随王が鎮西將軍となったのは、永明八年八月であるからである。謝朓が太子舍人となったことは、王儉が太子少傅を領していたことが機縁となっているであろう。「太子舍人」は、太子太傅もしくは少傅の属官で主として文書を掌るものである。

⑧随王鎮西功曹 随王が鎮西將軍となったのは、永明八年(四九〇)八月のことである。南齊書卷四十武十七王伝に、「(永明)八年魚復侯子響に代はりて、使持節・都督荆雍梁寧南北秦六州・鎮西將軍・荊州刺史と為り、鼓吹一部を給せらる。」とあり、南齊書卷三武帝紀に、「(永明八年)八月壬辰、左衛將軍随郡王子隆を以て荊州刺史と為す。」とある。このとき謝朓は随王の鎮西將軍府の功曹となったのであろう。「功曹」は府の属官。諮議參軍の配下十八曹の一つで、書史を司る。

⑨文学 南齊書卷十六百官志に、「諸王には師、友、文学各一人。」とある。謝朓が文学に転じたのは、永明八年八月から同九年春の間と考えられる。というのは、謝朓が荊州に赴いたのを送った、沈約、虞炎、范雲、王融、蕭琛、劉繪の「謝文学に餞す」(謝宣城詩集)の制作時期が春であることが詩意から明らかである。随王子隆が荊州刺史となったのは、永明八年八月であり、荊州に赴いたのは、南齊書卷四十本伝に、「(永明)九年、府州の事を親らす。」とあるのによつて、永明九年であることがわかる。従つて謝朓が随王子隆に従つて荊州に赴いたのは、永明九年春のことであり、その時謝朓はすでに文学となつていた。また、謝朓の「中軍記室に拜せられ随王に辞する牋」に、

六朝文人伝(小松)

「朓は実に庸流にして、行能は算ふる無し。天地の休明、山川の受納に属し、一介を褒采し、小善を抽揚す。故に未を場圃に捨て、筆を菟園に奉ず。東のかた三江を乱り、西のかた七沢に浮び、戎旃に契闊し、讒語に従容す。」とあるが、これは彼が荊州に赴く前に文学に擢げられていたことを示すであろう。「文学」は、王府において書籍の抄撰や文章をとりあつかう官。

⑩子隆在荊州 前述のように、随王子隆は永明八年八月に荊州刺史となつたが、荊州に赴いたのは永明九年(四九一)春である。荊州を去つたのは、その記録はないが、鬱林王の隆昌元年(四九四)正月のことかと思ふ。南齊書卷四鬱林王紀に、「隆昌元年春正月丁未、臨海王昭秀を荊州刺史と為す。」とみえ、南齊書卷四十本伝には、「隆昌元年、侍中、撫軍將軍と為り、兵を領し佐を置く。」とある。

⑪數集僚友 当時、随王子隆のもとにあつた文人として今知られる者は、庾於陵・王秀之・張欣泰・宗夬・蕭衍・呂僧珍・虞雲である。庾於陵一字は子介、散騎常侍黔婁の弟なり。七歳にして能く玄理を言ふ。既に長じては清警博学にして才思有り。齊の随王子隆、荊州と為るや、召して主簿と為し、謝朓、宗夬と羣書を抄撰せしむ。……文集十卷。弟は肩吾。

(梁書卷四十九本伝)

王秀之一字は伯奮、琅邪の臨沂の人なり。祖の裕は、宋の左光禄大夫、儀同三司。父の瓊之は、金紫光禄大夫。……出だされて輔国將軍、随王の鎮西長史、南郡内史と為る。(南齊書卷四十六本伝)

張欣泰—字は義亨、竟陵の人なり。父の興世は、宋の左衛將

軍。欣泰は少きより志節有り、武業を以て自ら居らず、隸書を好み、子史を読む。年十餘、吏部尚書褚淵に詣りしとき、淵之に問ひて曰く、張郎、弓馬多少ぞと。欣泰答へて曰く、性怯にして馬を畏る、力の弓を牽く無しと。淵甚だ之を異とす。……欣泰 徙されて随王子隆の鎮軍中兵と為り、改めて河東内史を領す。子隆深く相愛納し、数々与に談宴し、州府の職局、多く関領せしむ。意遇 謝朓と相次ぐ。(南齊書卷五十一本伝)

宗 夫—字は明敷、南陽の涅陽の人なり。世々江陵に居る。祖の炳は、宋の時、太子庶子に徴さるれども就かず、高名有り。父の繁は、西中郎諮議參軍たり。夫 少きより学を勤めて局幹有り。弱冠にして郢州秀才に挙げられ、臨川王の常侍、驃騎行參軍を歴。齊の司徒竟陵王、学士を西邸に集め、並びに凶画せられ、夫も亦た預かれり。(梁書卷十九本伝)。梁書、南史、ともに随王子隆に仕えたことに触れず。上記庾於陵の伝にその事実がみえる。

蕭 衍 梁の武帝。竟陵王子良の西邸サロンにおける八友のひとつ。梁書卷一武帝紀に、「竟陵王子良 西邸を開き、文学を招く。高祖は沈約、謝朓、王融、蕭琛、范雲、任昉、陸倕等と並びに遊ぶ。號して八友と曰ふ。融は俊爽にして、識鑒 人に過ぎたり。尤も高祖を敬異す。毎に親しむ所に謂ひて曰く、天下を宰制するは、必ず此の人に在りと。随王の鎮西諮議參軍に累遷し、

尋いで皇考の輓を以て職を去る。」とある。

呂僧珍 字は元瑜、東平の范の人なり。世々広陵に居る。寒賤より起こる。始め童兒たりし時、師に従ひて学ぶ。相工有りて諸生を歴観するに、僧珍を指さして博士に謂ひて曰く、此れ奇聲有り、封侯の相なりと。……齊の随王子隆、出だされて荊州刺史と為るや、齊武は僧珍を以て子隆の防閤と為し、従いて鎮に之かきむ。(梁書卷十一本伝)

⑫長史王秀之、以朓年少相動、密以啓聞 「長史王秀之」前注参照。王秀之と謝朓の間柄は、終始險悪であつたというわけではないようである。謝宣城詩集には、王秀之の「臥病叙意」の詩に対して、謝朓の「和王長史臥病」の詩がみえる。当初には感情のもつれはなかつたものとみえるが、次第に關係が悪化してきたものと思われる。その理由は、「朓 年少にして相動かす」というものであるが、年少の謝朓が随王子隆の好遇をいいことに、子隆を教唆扇動したということであろう。南齊書卷四十七本伝に収める始安王遙光の「謝朓を誅するの啓」には、「昔 渚宮に在りしとき、蕃邸を構扇し、日夜 縱談して、仰ぎて窺ひ俯して画せり。」という。因みに永明九年(四九一)における三者の年令は、子隆は十八歳(延興元年(四九四)九月誅せらる。二十一歳)、謝朓は二十八歳(永元元年(四九九)下獄死、三十六歳)王秀之は五十歳(隆昌元年(四九四)卒す。五十三歳)である。子隆が謝朓に狎昵し、王秀之が疎外されたであろう事情は容易に想像できる。そこで王秀之は密かに次第を啓聞したわけであるが、事は謝朓一人にとどまらなかつた。南齊書卷五十一張

欣泰伝に、「子隆 深く相愛納し、数々ととも与に談宴す。州府の職局、多く関領せしめ、意遇 謝朓と相次ぐ。典籤 密かに以て啓聞し、世祖 怒りて召して都に還らしむ。」とある。謝朓、張欣泰（永明九年三十六歳）の若輩が、若い子隆の好遇をよいにして意のままにふるまったことが、年輩の王秀之らの怒りを買ったものと思える。なお南史卷十九謝朓伝は、「長史王秀之、朓の年少にして相動かすを以て、以て啓聞せんと欲す。朓之を知り、事に因りて還らんことを求む。」とある。下文の詩句からすると南史の方が理に合っているようである。

⑬侍讀虞雲 伝未詳

⑭眺道中為詩寄西府 この詩は文選卷二十六行旅上に収める「暫く下都に使ひし、夜、新林を發して京邑に至らんとし、西府の同僚に贈る」の詩である。永明十一年（四九三）秋の作。謝朓三十歳。

大江流日夜	大江 日夜に流れ
客心悲未央	客心 悲しみ未央 <small>や</small>
徒念關山近	徒 <small>いたづら</small> に關山の近きを念ひ
終知反路長	終に反路の長きを知れり
秋河曙耿耿	秋河は曙 <small>あかつき</small> に耿耿として
寒渚夜蒼蒼	寒渚は夜に蒼蒼たり
引顧見京室	引顧して京室を見れば
宮雉正相望	宮雉 <small>きゆうち</small> 正に相望めり
金波麗鵲鵲	金波 鵲 <small>しじやく</small> に麗 <small>つ</small> き
玉繩低建章	玉繩 建章 <small>た</small> に低 <small>た</small> る
驅車鼎門外	車を鼎門の外に驅りて
六朝文人伝 <small>（小松）</small>	

思見昭丘陽	昭丘の陽を見んと思ふ
馳暉不可接	馳暉は接 <small>つ</small> ぐ可からず
何況隔兩鄉	何ぞ況や 兩郷を隔つるをや
風雲有鳥路	風雲には鳥の路有れど
江漢限無梁	江漢は限りて 梁 <small>はし</small> 無し
常恐鷹隼擊	常に恐る 鷹隼の撃 <small>う</small> ちて
時菊委嚴霜	時菊の嚴霜に委まんことを
寄言尉羅者	言を寄す 尉羅の者
寥廓已高翔	寥廓に已に高く翔けたりと

⑮常恐鷹隼擊 時菊委嚴霜 「鷹隼撃」は、秋になって鷹隼が小鳥を襲って捕食する意。礼記の月令に、「孟秋の月、……涼風至り、白露降り、寒蟬鳴き、鷹乃ち鳥を祭る。用って始めて戮を行ふ。」とある。「鳥を祭る」とは、鷹が小鳥を捕えたとき、すぐに食うことをせずに小鳥を並べて放置することがあるのをいう。また、漢書卷七十七孫宝伝には、「（孫宝）徴されて京兆の尹と為る。……立秋の日を以て、（侯）文を東部督郵に署す。入りて見ゆるとき、敕して曰く、今日 鷹隼 撃つを始む。当に天氣に順ひ姦悪を取りて、以て嚴霜の誅を成すべし。據部渠に其の人有人か」とある。鷹隼がはばたいて小鳥を襲う時つまり誅戮の時が至って、秋菊が嚴霜にしほむように、讒佞の臣によって賢良の士が嚴しい罪に陥し入れられはしないかと気にかかる、という意。

⑯寄言尉羅者 寥廓已高翔 「尉羅」は鳥を捕える網。文選の李善注に引く毛萇の詩伝に、「古者 鷹隼撃はばたきて、然る後に尉羅設しかる。」とある。「尉羅者」は従って網をはる者。讒佞の者を指

す。この二句の意は、「網を張る者にことづけしやう、お前の狙う鳥の一羽は、すでに空高く飛び去ったのだ」となる。謝朓自らがその網をのがれたことをいうのであろう。

⑮遷新安王中軍記室 「新安王」は海陵恭王昭文のこと。南齊書卷四鬱林王紀に、「(永明十一年)十一月辛亥、臨汝公昭文を立てて新安王と為す。」とあり、南齊書卷五海陵王紀にも、「(永明)十一年、號を冠軍將軍に進めらる。文惠太子薨じて、都に還る。鬱林王即位し、中軍將軍と為り、兵を領し佐を置く。新安王に封ぜられ、邑二千戸。」とある。従って謝朓が新安王の中軍記室參軍となつたのは、前述の「暫使下都夜發新林至京邑贈西府同僚」の詩、及び「拜中軍記室辭隋王牋」(文選卷四十)の「即日、尚書の召しを被る。朓を以て中軍新安王の記室參軍に補せらる。」の叙述から永明十一年十一月であると考えられる。朓三十歳。「中軍記室」は、中軍府の書記官。

⑯眺牋辭子隆 この牋は、「中軍記室に拜せられ隋王に辭する牋」一首として文選卷四十に収める。全積漢文大系 文選五(小尾郊一)に訳並びに注があるので参照されたい。

思朝宗而每竭 「思」文選(尤本・胡刻本、以下同じ)は「願」に作る。

岐路東西 「東西」文選は「西東」に作る。

或以鳴悒 「鳴悒」文選は「歎悒」に作る。

飄似秋蒂 「飄」文選は「翻」に作る。

襲採一介 「採」文選は「采」に作る。

搜揚小善 「搜」文選は「抽」に作る。

捨耒場圃 「捨」の上、文選は「故」の字あり。

奉筆菟園 「菟」文選は「兎」に作る。
榮立府庭 「庭」文選は「廷」に作る。
不悟滄溟 「悟」文選(胡刻本)は「寤」に作る。

清切蕃房 「蕃」文選は「藩」に作る。
輕舟反沂 「沂」文選は「遡」に作る。

⑰尋以本官兼尚書殿中郎 「本官」は、中軍記室參軍。「尚書殿中郎」は、尚書左僕射の管轄に入り、殿内の兵馬・倉庫を掌る属官。謝朓がこの任を兼ねた時期は、恐らく永明十一年十一月以後間もなくと思われるが、翌年隆昌元年(四九四)にかかるとすれば、六月以前のことであろう。理由は次の注に述べる。

⑱隆昌初、敕朓接北使 「隆昌」は、鬱林王昭業の年号。(四九四)「隆昌初」とは、元年六月である。謝朓に北魏の使者の応接を命じたというのがそのことは次の事柄を指すものと思われる。魏書卷七孝文帝紀下に、「太和十八年(齊隆昌元年)二月壬寅、車駕北巡す。癸卯、河を濟る。蕭昭業(齊鬱林王)使を遣して朝貢す。……六月己巳、兼員外散騎常侍盧昶、兼員外散騎侍郎王清石に詔して、蕭昭業に使せしむ。」という。

⑲不見許 南監本・殿本および南史は「不」字がない。

⑳高宗輔政 延興元年(四九四)七月丁酉、海陵恭王昭文が皇帝の位に即ぎ、同十月、宣城王(のちの高宗明皇帝蕭鸞)が輔政した。(南齊書卷五海陵王紀)

㉑以眺為驃騎諮議、領記室、掌霸府文筆 「驃騎諮議」は、驃騎大將軍宣城公鸞の諮議參軍。南齊書卷五海陵王紀に「延興元年(四九四)秋七月丁酉、皇帝の位に即く。尚書令・鎮軍大將軍西昌侯鸞を以て驃騎大將軍・録尚書事・揚州刺史・宣城郡公と

為す。」とある。中軍將軍蕭昭文が帝位に即くとともに、延興元年七月、謝朓は驃騎大將軍・宣城郡公蕭鸞の諮議參軍となり、記室參軍を兼任して政府の文書起草の業務を担当したのである。彼が宣城郡公蕭鸞の諮議參軍となったのは、彼が尚書殿中郎を兼任したとき、尚書令であったのが蕭鸞であったことに由来するであろうが、このことは謝朓の運命の一つの分岐点となったはずである。というのは、謝朓は、竟陵王子良の八友のひとりとしてその西邸に出入し、隋郡王子隆の寵遇を受けたが、この兩名は、太祖蕭道成の孫であり、中軍記室として仕えた海陵王はその曾孫である。ところがこの度彼が仕えることになった宣城公蕭鸞は、太祖の弟蕭道生の子であり、やがて明帝となって齊王室に血の惨劇をもたらすことになる。すなわち蕭鸞は、海陵王の輔政者として実権を握るや、太祖の子孫の絶滅をはかり、海陵王昭文をはじめ、武十七王、隋郡王子隆、鄱陽王鏘以下の諸王を次々と殺害してゆく。こういう権力の、直系から傍系への移動の中で、彼もその立場を転換し、殺される側から殺す側の明帝の方にその位置を移しているのである。このみごとに転換は、彼自らの選択によるのか、彼の幸運の結果なのか、今のところ明らかではないが、問題となるであろう。「諮議參軍」は、長史、司馬に次ぎ、參軍の中では最高位のものである。無任所の參謀格で、中央の侍中に相当するものという。「霸府」は、即位しないで王として国政をとる所をいう。宣城公鸞は冬十月には宣城王となるが、輔政者として実権を握り国政を担当していた。

六朝文人伝(一)(小松)

②④又掌中書詔詰 諮議參軍でありながら、詔詰の草案を作る業務も担当したのであろう。詔詰のことは、中書舎人の専任であるわけであるが、それをも担当したというのは、彼の文才の評価が極めて高かったということであらう。

②⑤除秘書丞、未拜 「秘書丞」は、宮中の凶書を掌る秘書省の次官。秘書丞になれば一流貴族として認められるという、当時最も重んじられた官である。謝朓がこの官に除せられたのは、建武元年(四九四)十月、明帝即位のときであらうか。その拜命を受けないうちに翌建武二年春に中書郎に転ずることになる。

②⑥仍轉中書郎 「中書郎」は、中書侍郎のこと。中書省の次官。詔命のことを管する。謝朓が中書郎となったのは、建武二年(四九五)春のことと思われる。謝朓に「中書省に直す」(文選卷二十九)と題する詩があり、「紅蕖は階に当りて翻れ、蒼苔は砌に依りて上る」また「春物は方に駘蕩たり」の句のあることによつて春の作であることが知られる。彼が中書郎となったのは二度あるわけであるが、二度目の中書郎は、彼が宣城太守に出たのち、建武四年(四九七)晋安王の鎮北諮議參軍、南東海太守、行南徐州事となる前である。彼が宣城太守として在任した期間は、建武二年夏から一年以上にわたる。晋安王の鎮北諮議となったのは、建武四年のいつであったのか不明であるが、「酬徳の賦」の序に、「其(建武四年)の夏 京師に還る。」というところから、少なくとも建武四年の春には赴任していたとみられる。従つて「中書省に直す」の詩は、建武二年春の作と考えるのが妥当のようである。

②⑦出宣城太守 「宣城」は、今の安徽省宣城県の地。謝朓が宣城太

守として赴任したのは、建武二年の夏のことと考えられる。すなわち、謝朓の「酬徳の賦」の序に、「建武二年、予は將に南に牧せんとす。」とあるのは、宣城太守となったことをいうものと思える。また宣城での作である「郡に在りて病に臥し、沈尚書に呈す」(文選卷二十六)は、「珍簾は夏の室を清くし、輕扇は涼しき颺を動かす」の句から夏の作と思われ、「邦を為むること歳已に期なり。」の句は、宣城赴任一年後の作であることを示している。つまりこの詩の制作は建武三年夏であり、謝朓の宣城赴任は、建武二年の夏であると考えてよさそうである。

②⑨ 以選復為中書郎 謝朓が宣城を去ったのは建武三年暮秋のことと考えられ、続いて彼は湘州(湖南省及び広東・広西両省の一部を含む地域。南齊書卷十五下「湘州、長沙郡を鎮とす。湘川の奥にして、民豊かに土閑なり。」)に赴く。南齊書はそのことに触れないが、彼の詩に、「役を湘州に忝くし、宣城の吏民と別る」また「將に湘水に遊ばんとし、句溪を尋ぬ。」というのがある。詩によると衡山を経て湘水の上流に及ぶわけで、宣城からは相当の距離があるのだが、謝朓はこの時ここまで足をのびしたのであろうか。後者の詩に、「興つに暮秋の時を以てし、清霜は素枝に落つ」の句がみえるので、宣城を出発したのは、建武三年暮秋のことであろう。それから都に還って行くとなると、それはどうしても建武三年冬も終わり、建武四年春にかかるとなる。謝朓が再び中書郎となったのはその頃のことであらう。

②⑩ 建武四年、出為晉安王鎮北諮議、南東海太守、行南徐州事 「晉

安王」は、明帝の長子巴陵隱王寶義。南齊書卷五十明七王伝に、「巴陵隱王寶義字智男、明帝の長子なり。本名明基。建武元年、(四九四)持節・都督揚南徐州軍事・前將軍・揚州刺史と為る。晉安郡王に封ぜらる。三千戸。……二年、出だされて使持節・都督南徐州軍事・鎮北將軍・南徐州刺史と為る。東昏即位(永泰元年・四九九)して、征北大將軍・開府儀同三司に進められ、扶を給せらる。」とある。南東海郡は、南徐州(江蘇省の一带)に属す。今の江蘇省丹徒県のあたり。謝朓が鎮北諮議となったのは、建武四年の春と予想される。彼の「酬徳の賦」序に、「(建武)四年、予は役を朱方に忝うし、……其の夏、京師に還る。」とある。「朱方」は春秋吳の地名で、今の江蘇省丹徒県であるから、「役」というのは、南東海太守を指すのである。「行事」は、代行。南齊書卷五十明七王伝に、「寶義少きより廢疾有りて、人間に出づるに堪へず」とある。従って太守である謝朓が南徐州刺史の代理を勤めた。

③⑩ 啓王敬則反謀 南齊書卷六明帝紀には「(永泰元年)夏四月丁卯、大司馬・會稽太守王敬則、兵を擧げて反す。五月乙酉、敬則を斬して首を伝ふ。秋七月己酉、帝 正福殿に崩す。」とある。王敬則の反謀については、南齊書卷二十六本伝に詳しいが、要するに王敬則は、反謀せざるを得ない情況に追いこまれたのが実情のようである。明帝が蕭道成の血脈を絶つ殺戮を繰り返す中で、王敬則は高・武帝の旧臣なるが故に、累の及ぶことを恐れていた。一方、明帝の方も王敬則を疑い且つ警戒し、その猜疑はつのる一方であった。ところへ永泰元年、明帝は病にかかり、危殆に頻する情況が起こった。そこで明帝は、張瓌を平

東將軍・吳郡太守として兵力をもって王敬則に備えた。謀反に對する処分があるとの風聞が伝わり、王敬則は「東に今誰か有る、^た祗だ是れ我を平らげんと欲するのみ」と判断した。第五子の幼隆は、正員將軍徐嶽をやつて徐州行事謝朓に相談させ、同調するなら敬則に知らせるように伝えさせた。ところが謝朓は徐嶽を執らえて注進に及んだというわけである。かくて敬則は拳兵し、五月乙酉に斬首される次第となった。この謝朓の告発は物議をかもすことになる。というのは、王敬則は謝朓にとつて舅にあたる人である。義父を告発するという人倫の上からいっても当然避くべき行為を、謝朓が敢てした事情は何であつたか、嘗て竟陵王子良、隨郡王子隆の寵遇を得たことが、明帝の信任を得た今となつても、やはり心にかかつていたのか。明帝に對する畏怖と保身とが彼をそうさせたものと思われる。王敬則の反謀を啓した時期は、前述のことから、永泰元年四月と考えられる。

③① 遷尚書吏部郎 王敬則の反謀を啓した功を賞されて、尚書吏部郎に榮進した。その時期は、永泰元年四月から、七月、明帝の崩ずる前の期間とみられる。「尚書吏部郎」は、吏部尚書の下にあつて、下級官の勲品人事にあたる官である。

③② 祭酒沈約 梁、武康の人。字は休文。群籍を博覽し、文章を善くす。齊の竟陵王子良の八友の一人。宋齊に歴任し、司徒左長史。梁の武帝の時、尚書僕射、尚書令となる。著に四声譜、晋書、宋書、齊紀、梁武紀、謚例、宋文章志、及び文集がある。宋書自序、梁書卷十三、南史卷五十七に伝がある。「祭酒」は、国子祭酒。貴族及び全国の秀才を集めて教育した国子学の長官。沈

六朝文人伝(一) (小松)

約が国子祭酒となつたのは、建武元年のころ、梁書卷十三本伝に、「明帝即位し、號を輔國將軍に進められ、徴されて五兵尚書と為る。国子祭酒に遷る。」とある。

③③ 范曄讓吏部 「范曄」は字を蔚宗といい、順陽の人。車騎將軍范泰の子。少時より学を好み、經史を博渉し、隸書を能くし、音律に曉^{あか}るかつた。尚書吏部郎となつたが、元嘉九年(四三二)冬、彭城太妃の計に、宮中で夜中酣飲し、挽歌を聴いて楽しみとしたので、宣城太守に左遷された。その失意の中で、「後漢書」を刪修した。のち左衛將軍・太子詹事となつたが、意に満たず、孔熙先と逆を謀り誅せられた。宋書卷六十九、南史卷三十三に伝がある。范曄が尚書吏部郎となつたことは上述の通りであるが、三讓のことはみえない。

③④ 朱脩之讓黃門 「朱脩之」は、字を恭祖といい、義陽の平氏の人。晋の龍驤將軍豫州刺史朱序の孫。司徒從事中郎のとき、到彦之の北伐に従い、敗れて囚われた。魏の託跋燾は、その固節を嘉して侍中とし、宗室の女を妻^{めかけ}わせたという。元嘉九年、都に還り、黃門侍郎となり、更に江夏内史に遷つた。孝武帝のとき、寧蠻校尉、雍州刺史。荊州刺史・南郡王義宣の謀反を鎮圧して南昌県侯に封ぜられた。北史卷二十七に伝がある。これも黃門侍郎となつたことは上述の通りであるが、三讓のことはみえない。

③⑤ 蔡興讓中書 「蔡興宗」は字を興宗といい、宋の太常卿蔡廓の子。少時より学を好み、彭城王義康の司徒行參軍をふり出しに、太子舍人、武昌太守、中書侍郎、尚書吏部郎、侍中、尚書右僕射、征西將軍荊州刺史など数多くの官を歴任した。宋書卷五十七、南史卷二十九に伝がある。これも中書侍郎となつたこと上述の通り

りであるが、三讓のことはみえない。

③⑥王藍田、劉安西竝貴重、初自不讓。「王藍田」は、晋の王述のこと。字は懷祖。司徒王渾の弟湛の孫。父承の爵、藍田県侯を襲ぐ。

司徒王導に辟されて中兵の属となり、以後、康帝の驃騎功曹、庾冰の征虜長史、建威將軍会稽内史、揚州刺史、散騎常侍、尚書令などの官を歴任した。晋書卷七十五に伝がある。王藍田が讓らなかつたのは尚書令であり、世説新語に次の話がある。

「王述、尚書令に転ぜしとき、事行なはるれば便ち拜せり。文度（王坦之）曰く、故より応に杜・許に讓るべきなりと。藍田云へらく、汝は我れ此れに堪ふと謂ふや否やと。文度曰く、何為れぞ堪へざらん。但だ克く讓るは自ら是れ美なる事。恐らくは闕くべからざらん。藍田、慨然として曰く、既に堪ふと云はば、何為れぞ復た人に讓らん。人は汝は我に勝ると言ふも、定めて我に如かずと。」（方正）この話は晋書本伝にもみえるが、その前おきに、「述、職を受くる毎に、虚讓を為さず。其の辞する所有るは、必ず受けざるに於てす。」という。「劉安西」については、未詳。安西將軍劉某なる人物は、晋書卷百二劉聰伝に、「安西劉雅」とみえるが、伝は不明であるし、該当するか否か判断できない。

③⑦孫興公、孔覲竝讓記室。「孫興公」は、晋の孫綽。字を興公といひ、太原中都の人。孫楚の孫、孫統の弟。博学で善く文章を作り、少い頃から許詢とともに高尚の志があった。十余年間、会稽に居り山水を游放した。著作佐郎に除せられ、征西將軍庾亮に請われて参軍となり、太学博士、尚書郎、会稽内史王羲之の右軍長史、永嘉太守、散騎常侍などを歴任し、廷尉卿となり著

作郎を領した。晋書卷五十六に伝がある。孫綽が記室参軍を讓

つたという記述はないが、征西將軍庾亮の参軍となつたことがらに關わるのであろう。「孔覲」は、字を思遠といひ、会稽山陰の人。太常孔琳之の孫。読書を好み、早くより名を知られた。揚州の秀才に挙げられてより、長沙王羲欣の鎮軍功曹、衡陽王義季の安西主簿、戸曹参軍をつとめ、記室参軍に転じられたが辞退した。のち、秘書丞、中書侍郎、黄門侍郎、臨海太守、御史中丞、江夏内史を経て太子詹事となつた。謀反により誅せられた。宋書卷八十四、南史卷二十七に伝がある。衡陽王義季の記室参軍を辞退したことは晋書に詳しい。孔覲は賤を奉じて固辞し、義季もその意志をかえさせることができなかつた。

③⑧三署 三署郎のこと。備員。官吏登用試験に合格し、任用を待つてゐる官僚予備員。もと五官署、左署、右署に配属されたが、魏晋以来、三署は廃された。

③⑨謝吏部今授超階 謝朓の尚書吏部郎への配転が、当時破格のものであつた例証である。宮崎市定「九品官人法の研究」には、「東晋時代には、中書郎から吏部郎へ直接上るのが普通であつたのが、齊代に入ると、その間の距離がずっと離れてきた。謝朓は中書郎を勤めること二回、次に鎮北將軍晋安王の諮議参軍となり南東海太守を帯し、南徐州刺史の代理（行事）を経て吏部郎に任ぜられようとした時、彼はそれを破格（超階）だと固辞したが許可されなかつた。（南齊書卷四七）吏部郎という官はそのほどこいものになつていたのである。但し吏部郎の官品そのものは公式に四品に改められた形跡はなく、依然五品官でとまっていたらしい。」（二二一頁）とある。

④ 讓別有意 謝朓の讓意を沈約はどう受けとめていたか。「別に意有らん」といい、「搗讓の美、本と人の情より出づ。」という口吻からは、表面的には、謝朓の謙讓の気持ちをくんでいるようであるが、義父を告発して得た地位に対する謝朓の慚愧を心底に感じとっているように思われる。

④ 與詣闕章表不異 この句の意味はよくわからない。天子に奉る章表と同じだというのは、形式とかしきたりに過ぎないことで、人の情を本位としない虚讓になるという意であろうか。

④ 朓善草隸 梁の庾肩吾の「書品」では、中品の下十八人の中に入っている。唐の張懷瓘の「書斷」では、神品二十五人、妙品五十八人、能品百七人と分け、謝朓を能品、草書二十五人の中に入れてある。

④ 敬皇后遷祔山陵 「敬皇后」は、明帝の后。南齊書卷二十皇后伝に、「明敬劉皇后、諱は惠端、彭城の人。光祿大夫道弘の孫なり。…永明七年卒し、江乘縣の張山に葬らる。…高宗即位し、追尊して敬皇后と為す。…永泰元年、高宗崩じ、改葬せられ、興安陵に附さる。」とある。

④ 朓撰哀策文 この哀策文は、「齊の敬皇后哀策文」と題して、文選卷五十八に収められている。その序には、「惟れ永泰元年、秋九月朔日、敬皇后の梓宮、先塋より啓き、將に某陵に耐せんとす。」という。

④ 東昏失徳 「東昏」は、東昏侯宝卷。字を智蔵といい、明帝の第二子。建武元年（四九四）十一月、皇太子となり、永泰元年（四九八）七月、明帝崩じて即位した。皇太子のところは音楽好きで、学問することを嫌った。明帝もそれを放任して皇太子と

六朝文人伝(一)(小松)

しての教育を怠った。太子に一日二度朝廷に入ることを求めても、詔を発して三日に一度入朝させるといふありさまであった。東昏は、鼠を一晚中追っかけまわして捕えるのをたのしみとしていたという。彼の性格は鈍重で殆んど口をきかず、朝士と接することをせず、専ら宦官や刀持ち、詔勅受付係などとなじんでいた。従って天子としての資格はなく、三年六ヶ月の後、永元三年（五〇一）十二月に殺された。年十九歳（南齊書卷七 東昏侯紀）

④ 江祏欲立江夏王寶玄 「江祏」は、字を弘業といい、濟陽考城の人。祏の姑は、齊の太祖高帝の兄、始安貞王の妃（景皇后）つまり明帝の母であったので、若い頃から明帝に兄弟のよう親しまれた。明帝が吳興太守となつたときはその郡丞となり、驃騎大將軍となつたとき、その諮議參軍となり、南平昌太守を領した。のち右衛將軍、太子詹事、侍中、中書令。明帝の遺詔によって右僕射となつた。東昏即位してその失徳が彰らかとなるや、帝を廢することを画策し、江夏王寶玄を立てようとしたが、謀に參画した者の間に意見衝突が起こり、そのため事が露見して、永元元年（四九九）七月に誅された。南齊書卷四十二、南史卷四十七に伝がある。「江夏王寶玄」は、字を智深をいい、明帝の第三子。東昏即位して鎮軍將軍。永元元年（四九九）に車騎將軍となり、晋安王寶義に代わって使持節・都督南徐兗二州軍事・南徐兗二州刺史となつた。宝玄は尚書令徐孝嗣の女を妃としていたが、永元元年十月、徐孝嗣が誅せられるや、詔命によって離婚させられたので、それを恨んで異計を抱き、永元二年五月、誅せられるはめとなつた。南齊書卷五十、南史卷四十四に伝がある。

④⑦末更回惑 江柘が江夏王宝玄を立てようとしたが、東昏廢帝の謀に参画した者の意見は一致しなかった。ために江柘の心中に混乱が起こった。すなわち、江柘は帝を廢して江夏王宝玄を立てようとしたが、宝玄の舅、衛尉の劉暄（明帝劉皇后おちの弟）は宝玄を嫌ってその議に同ぜず、かえって建安王宝寅（明帝の第六子）を立てようとした。江柘は始安王遥光（始安貞王道生の孫・明帝の甥）に謀ったところ、遥光は自分が年長であることから、自分が立とうとする意志を示して江柘に働きかけ、江柘の弟、侍中の江祀も遥光を立てようとして江柘に勧めた。劉暄は遥光を立てたのでは元舅の望を失すると同意せず、困った江柘は右將軍蕭坦之に相談したが、坦之は、「明帝が立ったことがすでにまちがっている。だから天下は今に至るまで服さないのだ。もしまた遥光を立てるようなことをすれば、恐らくすべてだめになってしまふだろう。わたしは何もいたくない。」といったとりあわない。そこで柘は、弟の祀とともに吏部郎の謝朓に話をもちかけたというわけである。事は、南齊書卷四十二江柘伝、南史卷四十七江柘伝、資治通鑑卷百四十二東昏紀永元元年にみえる。

④⑧遥光 字は元暉。始安貞王道生の孫。生れながらにして両足が不自由だったので、高帝は祭祀を奉拜するに堪えずと考へ、その弟を封じようとしたが、武帝の諫めによって遥光を襲爵させた。明帝即位のとき、誅賞諸事すべて遥光と謀議したというから、明帝の親頼を得ていたのである。建武元年、持節・都督揚南徐二州諸軍事・前將軍・揚州刺史となり、二年、撫軍將軍。明帝の高・武の子孫暗殺の黒幕ともいべき人物で、南齊書卷

四十五本伝には、「毎に上と久しく清閑す。言畢りて、上香火を索れば、明日必ず誅殺する所有り。上 親近の單少すくなきを以て、高武の子孫を憎忌し、並びに之を誅さんと欲す。遥光 計画参議すらく、当に次を以て施行すべし」という。永泰元年、撫軍大將軍となり、明帝崩じて、侍中、中書令。永元元年には開府儀同三司となったが、東昏侯を廢して自ら立たんと謀反し、永元元年八月、誅された。年三十二。

④⑨親人劉渢 「親人」は、親密の人、腹心の人の意か。通鑑卷百四十二東昏侯紀には、「所親丹陽丞南陽劉渢」とある。なお、南史卷七十循吏伝には、「前史も亦云ふ、今の郡守は、古の諸侯なり。故に長吏の職、號して親人と曰ふ。」とある。「劉渢」は字を旭和といい、南陽の人。父紹は宋の中書郎。妹は江柘の弟禧にとつぎ、柘兄弟と極めて昵懇であった。尚書比部郎から遥光の諮議参軍となり、専ら腹心の任にあたった。時に遥光は明帝を輔政したので、朝野は劉渢に向かつて雲のように集まり、渢はそれを嫌って丹陽の丞となったが、遥光の心まかせは変わらなかつたという。遥光が事を挙げる時に渢は召し出され、遥光のために働いたが、その為に殺されるはめとなった。継母に仕えて孝行であつた。南史卷七十三孝義上に伝があり、南齊書卷四十五宗室遥光伝にわずかな記載がある。

⑤⑩衛尉 宮門警護の衛士をつかさどる衛尉卿。

⑤⑪左興盛 南齊書、南史ともに伝なし。南齊書卷六明帝紀に「十二月甲子、寧朔將軍左興盛、兗州刺史と爲る。」、通鑑卷百四十二東昏侯紀、永泰元年五月に、「前軍司馬左興盛、同永元元年に「眺懼る。即ち柘の謀を以て太子右衛率、左興盛に告ぐ。」とある。

⑤② 廷尉 裁判事務を管掌する官府。中央裁判所。

⑤③ 與徐孝嗣、庾暄等連名啓誅眺 「徐孝嗣」は字を始昌といい、東海鄭の人。祖父の湛之は宋の司空、父の聿之は著作郎。いずれも殺された。八歳で枝江県公を襲爵し、尚書吏部郎、太子詹事、右僕射、左僕射等々、多くの官を歴任し、建武四年に尚書令、永元元年八月には司空となっている。従って謝眺が殺された永元元年五月には尚書令であった。彼は文学を愛好し、つつしみて深く、弘雅な器量と権勢に対する淡泊さから朝野の称賛を得たが、結局は東昏廢立の事に巻き込まれて、永元元年十月に誅された。南齊書卷四十四、南史卷十五徐羨之伝に伝がある。「暄」は劉暄のこと。字は子穆。彭城の人。明帝の劉皇后弟。永泰元年に明帝崩じ、その遺詔によって衛尉となり、永元元年、散騎常侍、右衛將軍に遷り、同年八月、遙光の謀反に功あり、領軍將軍となったが、九月、異志ありと讒せられて誅された。南齊書卷四十七江暄伝に伝がある。

謝眺が告発を受けるについて、南史卷十九本伝には、今少し詳細な記述がある。謝眺は、左興盛に江暄らの謀を告げると同時に、劉暄に対しても、「遙光が帝位に就いたら、劉渢、劉晏があなたにとって代わり、あなたは謀反人にされてしまう。」と告げたので劉暄は驚いて、遙光、江暄らにそのことを急告したという。これは謝眺が遙光擁立に反対し、その企てを内部崩壊させようとする意図を示したものである。遙光擁立を積極的に支持していなかった劉暄にしても、その氣運の高まりの中では、遙光と対立することの不利を充分承知していたのであろう。謝眺が遙光擁立の邪魔となることはこれで明白となったし、更に

六朝文人伝(一)(小松)

謝眺にとって不運であったのは、それが日ごろ謝眺の嘲弄を受けていた江暄の、恨みを晴らすきっかけとなったことである。かくて謝眺は、告発される悲運に見舞われた。

⑤④ 謝眺資性險薄 「險薄」は、陰險、薄情の意。義父を告発し、東昏廢立の事にも加担せず、保身に巧みな点をいうのであろう。

⑤⑤ 王敬則往構凶逆、微有誠効 王敬則の謀反を告発した功をいう。

⑤⑥ 自爾昇擢、超越倫伍 王敬則の謀反の告発により、破格の抜擢を受けたことをいう。

⑤⑦ 谿壑無厭 欲望がとめどないこと。「谿壑」は、水を受けて竭きることがないところから欲心のつきないことをいう。

⑤⑧ 妄貶乘輿 天子をおとしめること。「乘輿」は天子の乗る車。転じて天子を指す。

⑤⑨ 聞謗親賢 天子親近の賢臣を悪しざまにいうこと。

⑥⑩ 輕議朝宰 朝政を軽々しくあげつらうこと。

⑥⑪ 共棄之誅 市街路上で衆人環視のもとで行なう死刑の意か。「共棄」の語は、礼記の王制に「人を朝に爵するには、士と之を共にし、人を市に刑するには、衆と之を棄つ。」とあるのによると思える。衆人の前で公明に行なう死刑の意とするが、一族棄市の誅とも考えられる。

⑥⑫ 北里 明らかでないが、廷尉を指すものであろう。隋書卷二十五刑法志に、「廷尉寺は北獄と為す、建康県は南獄と為す。」とある。また、後漢書卷五十五千乘貞王伉伝に、「王甫、司察して以て姦有りと為し、密かに司隸校尉段熲に告ぐ。熹平元年、遂に颯を収めて北寺獄に送る。」とある。北寺は獄名で、黃門署に属しており、将相大臣を鞫問したところという。高官を裁く廷

尉寺即ち中央裁判所は、宮城の北方にあったのではなからうか。

⑤彫蟲薄伎 字句鑣飾の詩文を軽んじていう。

⑥見齒衣冠 官吏の列に加えられたことをいう。

⑦渚宮 春秋楚の別宮。湖北省江陵県城内にある。ここでは、隋郡

王子隆が荊州刺史であったときの藩邸を指す。

⑧構扇蕃邸 謝朓が隋郡王子隆の鎮西功曹として、子隆の親任を得、

子隆を教唆扇動したことを指す。前出。

⑨素論於茲而盡 「素論」は、けがれの無い高尚の談論。任昉の

「百辟今上に勸進する牋」(文選卷四十一)に、「道風素論、坐

ながらにして雅俗を鎮む」とある。謝朓のいうことがいやらし

さを極めたことをいう。

⑩去夏之事 永泰元年四月、王敬則の反謀を告発したことを指す。

前出。

⑪風塵 兵乱をいう。

⑫朱紫 善と悪。正と邪。論語の陽貨篇に、「子曰く、紫の朱を奪

ふを悪むなり。鄭聲の雅楽を亂すを悪むなり。利口の邦家を覆

すを悪むなり。」とある。

⑬巧言利口、見醜前志 「前志」は論語を指す。「巧言」は論語の

陽貨篇に、「子曰く、巧言令色、鮮し仁」とある。「利口」前注参照。

⑭涓流纖孽、作戒遠圖 「涓流」は小さい流れ。「纖孽」は細い芽

生え。宋の傅亮の「頌慎論」(宋書卷三)に、「洪流は涓涓に壅

がれ、合拱は纖孽に挫かる。」とある。大きな流れや、ひと抱え

もある大木が、涓流纖孽によってためにされるところを戒

めとして、謝朓を誅しようというわけである。

⑮少正之刑 「少正」は、少正卯。春秋魯の人。魯の大夫。政を乱

す者として魯の大司寇であった孔子に誅された。史記卷四十七
孔子世家、孔子家語卷一始誅にそのことがみえる。

⑯御史中丞范岫 「御史中丞」は、百官の罪を糾弾する官府の長

官。検事総長。「范岫」は字を懋賓といい、濟陽・考城の人。文

才があり、沈約と交りがあった。蔡興宗の安西主簿、竟陵王子

良の記室參軍、国子博士、尚書左丞、寧朔將軍、南蛮長史、南

義陽太守、給事黃門侍郎、御史中丞、尚書吏部郎となり、梁に

入って、散騎常侍、光祿大夫、祠部尚書、金紫光祿大夫など歴

任、天監十三年に七十五歳で卒した。梁書卷二十六、南史卷六

十に伝がある。

⑰下獄死、時年三十六 謝朓獄死のときは永元元年の夏。網祐次氏

は、五月ころと推測されている。「中国中世文学研究」五五三頁。

⑱沈昭略 字を茂隆といい、吳興・武康の人。宋の司空沈慶之の孫、

中書郎、侍中となる。傍若無人、常軌を逸したふるまいがあ

り、公卿をも物ともしないところがわざわいし、永元元年、尚

書令徐孝嗣の顔に甌を投げつけて殺された。南史卷三十七に伝

がある。

⑲人地之美 才能、門地にすぐれていること。

⑳刑于寡妻 妻に妻としての則を守らせること。毛詩の大雅・思齊

に、「寡妻に刑し、兄弟に至る」とあり、毛伝に「刑は法なり」

という。なお、南史は、尚書郎范縝の嘲りの語として「卿の人

才は小選に慚ぶること無からん。但だ恨むらくは寡妻に刑らし

むるべからざること。」という。

㉑敗 王敬則の敗死を指す。

㉒王公 王敬則のこと。